

令和6年度職員の給与改定（遡及改定）に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員労働組合連合協議会（県労連）

構成団体

- 神奈川県教職員組合
- 神奈川県職員労働組合
- 神奈川県高等学校教職員組合
- 自治労神奈川県公営企業労働組合
- 自治労神奈川県職員労働組合

2 交渉回数

令和6年10月18日から令和6年11月6日まで 5回

（※）令和7年度の給与を含むその他の勤務条件については、引き続き県労連と交渉予定です。

3 県の提案及び県労連の主張と合意内容

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	社会情勢等を踏まえ、人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき、公民の給与較差(10,818円、2.78%)解消のため、給料表を改定する。 また、令和6年度の地域手当の支給率を12.35%に改定する。	勧告は公務員の労働基本権制約の代償措置であり、勧告内容を完全実施すべき。 特に物価上昇等を考え、速やかに遡及改定をするべき。	公民較差を解消するため、給料表を改定する。 また、令和6年度の地域手当の支給率を12.35%に改定する。 (令和6年4月1日適用)
期末・勤勉手当	社会情勢等を踏まえ、人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき、期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる。		期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる。 (令和6年12月期から適用)
その他の見直し			
寒冷地手当	全ての区分の支給月額を引き上げることとしたい。	—	全ての区分の支給月額を引き上げる。 (令和6年4月1日適用)